

産前産後の国民健康保険税が軽減されます

子育て世帯の負担軽減、次世代育成支援等の観点から、国民健康保険の被保険者が出産する際、産前産後の保険税が一定期間軽減されます。

国民健康保険の世帯主からの届出が必要ですが、「出産育児一時金」の支給等により、出産の事実が確認できる場合、届出は不要です。

※他の保険に加入（社会保険等）などの場合は該当しません。



対象となるかた

本市の国民健康保険に加入していて出産をする予定または、出産したかた

軽減の内容

- (1) 出産予定日または、出産日が属する月の前月から、4か月間の国民健康保険税の所得割と均等割
- (2) 双子などの多胎妊娠の場合は、出産予定日または、出産日が属する月の3か月前から6か月間の国民健康保険税の所得割と均等割

※ 出産とは、妊娠85日(4か月)以上の出産をいいます(死産・流産・早産を含みます)

- (3) 軽減対象期間【下図の □ 部分が軽減対象期間】

	3か月前	2か月前	1か月前	出産月	1か月後	2か月後	
単胎妊娠			■	■ 出産予定月 (出産月)	■	■	4か月間
多胎妊娠	■	■	■	■ 出産月 (出産月)	■	■	6か月間

届出と必要書類

出産予定日の6か月前から届出ができます。

- (1) 「産前産後期間に係る保険税軽減届出書」 ※市のホームページからダウンロードできます
- (2) 母子健康手帳など出産予定日や妊娠の状態が確認できるもの
- (3) 届出者の本人確認書類と保険証又は資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか
- (4) 個人番号が確認できる書類

Q&A

Q1:届出をしないと、軽減は受けられないのか。

A1:出産育児一時金(直接支払制度)の支給を受けるかたは届出が不要ですが、直接支払制度を利用されないかたは、届出が必要です。

Q2:すでに保険税を納めていますが、保険税は戻ってきますか。

A2:納めていただいている保険税から、対象軽減分を還付します。